

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 4 年 6 月 20 日現在

機関番号：32675
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2016～2021
課題番号：16K03270
研究課題名（和文）英国における大法官府裁判所の理念と現実

研究課題名（英文）Equity and Conscience in the Court of Chancery

研究代表者
高 友希子（Taka, Yukiko）
法政大学・法学部・教授

研究者番号：40454962
交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000円

研究成果の概要（和文）：大法官府裁判所の救済の根拠であった良心とエクイティの関係を明らかにするべく、セント・ジャーマンと匿名の上級法廷弁護士の間で展開された論争の検討を進めた。その結果、大法官府裁判所における救済を可能にした罰金付召喚令状の正当性や妥当性に関するセント・ジャーマンの主張だけでなく、ユース（信託の前身）に関する両者の論争を通じて、セント・ジャーマンが主張する良心と現実社会との関係や彼の主張する良心がもつ独自の意義や限界に迫ることができた。この成果については、論文にまとめて公刊した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

1) 大法官府裁判所が社会の要請に応えるために果たした役割について、思想および実態の両面から検討を加えることができた。2) イングランド法がコモン・ローとエクイティという2つの法分野で展開され、長い間、両者が統合されることなく存在していくことになった理由についても検討を加えた。

研究成果の概要（英文）：In this research, 1) I examined 'equity' and 'conscience' in English Law, legal procedure and the role of the Court of Chancery in cases of Uses, 2) published an article 'Uses and Conscience: A Controversy Between St. German and a Serjeant at the Laws of England' in a law journal, 3) and wrote 6 reviews in the field of English and Anglo-American Legal History.

研究分野：西洋法制史

キーワード：エクイティ コモン・ロー 良心 ユース 信託 商業 大法官府裁判所 セント・ジャーマン

1. 研究開始当初の背景

中世末から近代初期の大法官府裁判所に関する研究は、エクイティ思想の観点からなされるものと信託に関連するものが多く、コモン・ロー裁判所との関係やイングランド法における位置づけなど全体を見渡すことが難しかった。その原因としては、この時期の大法官府裁判所に関する残存史料が限られていることがある。しかし、近年、近代初期におけるエクイティの研究史が整理され、信託についても更に詳細な判例研究が進みつつある。

2. 研究の目的

報告者はすでに、商業従事者が代理人を通じてヨーロッパ大陸で取引を行う場合、代理人の行為について誰が責任を負うかという問題がしばしば大法官府裁判所に持ち込まれていた事実や、近代初期にイングランドの商人が債務の弁済に信託の前身であるユースを利用していった事実を指摘してきた。そこで本研究では、商業の発展と大法官府裁判所の関係について、次の点から検討しようと考えた。1) 信託の中でもとりわけ商業に関わる事例を中心に再構成していくことで、英国におけるエクイティの発展、信託と商業の関係について検討すること。2) 経済発展がもたらした土地の保有を中心とする社会構造の変化が、社会構成員に新たに要請した法的責任や救済プロセスの変遷に着目しつつ、大法官府裁判所が社会の要請に応えるために果たした役割を解明すること。3) 家産継承の手段であった信託が、商事法の領域に展開していく様相を提示すること。4) 中世末から近代初期における大法官府裁判所の理念と現実の両面から、イングランド法がコモン・ローとエクイティという2つの法分野で展開され、長い間、両者が統合されることなく存在していくことになった理由を、歴史的事実に即して解明していくこと。

3. 研究の方法

大法官府裁判所における救済の根拠とエクイティを結びつけることに貢献したセント・ジャーマンの著作やそれに関連する著作の検討を進めた。思想の背後にある現実の状況を明らかにするため、背景となる政治・社会・経済事情に関する史料も調査した。コモン・ロー・システムと商慣習の関係、商業の発展に伴う社会の変化に対応して形成・発展する法的責任や救済のプロセスを詳らかにするために、大法官府裁判所における商業関係事例、とりわけ信託と商業に係る事例の調査・検討を行った。判例については、刊行史料やデータベース史料を中心に調査をし、判例の背景となる政治・社会・経済事情などに関する史料についても丹念に調査した。エクイティ発展の契機となるユースをめぐるコモン・ロー裁判所の対応に着目し、ユースが発展してくる時期のイングランドにおいて展開された土地の占有(権)をめぐる争いについて調査し、土地の権原/権限の在り方について検討を進めた。

4. 研究成果

- 1) 大法官府裁判所の救済の根拠とエクイティの関係を明らかにするために、セント・ジャーマンと匿名の上級法廷弁護士の間で展開された論争の検討を進めた。両者の主張および関連資料を検討した結果、大法官府裁判所における救済を可能にした罰金付召喚令状の正当性や妥当性に関するセント・ジャーマンの主張が詳らになった。更に当時の社会において最大の懸念事項であったユース(信託の前身)に関する両者の論争を通じて、セント・ジャーマンが主張する良心と現実社会との関係、彼の主張する良心がもつ独自の意義や限界に迫ることができた。この成果については、論文にまとめて公刊した。
- 2) 大法官府裁判所における商業事例について、刊行資料を中心に調査・検討を行った。この作業については、産休・育休による研究の中断や新型コロナウイルス感染症の蔓延による研究の遅れにより、現在も作業を継続しているところである。
- 3) 事例研究を進めていた中で、大法官府裁判所/エクイティの側からのアプローチだけでは不十分であり、また一方だけでは限界があることが明白になってきたため、エクイティ発展の契機となるユースをめぐるコモン・ロー裁判所における対応を中心に、コモン・ローとの関係についても検討を進めた。
- 4) イングランド法全体を見渡すべく、イングランド法を中心とする英国法関係の書評を2本執筆し公表した。
- 5) 2018年から2020年の3年間にわたり、毎年、学界回顧を執筆し公表した。2018年、2019年

については、西洋法制史のうち「英米」の部分を担当し、2020 年については西洋法制史のうち「全般」および「英米」を担当した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 高 友希子	4. 巻 70-1
2. 論文標題 ユースと良心：セント・ジャーマンと匿名の上級法廷弁護士の論争を中心として	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法と政治	6. 最初と最後の頁 249-291
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高 友希子	4. 巻 66
2. 論文標題 比嘉義秀「1872年インド契約法63条の研究 債務減免と約因（1）（2・完）」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法制史研究	6. 最初と最後の頁 361-364
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高 友希子	4. 巻 71
2. 論文標題 北野かほる「ノッティング・ヒルの追剥：ヘンリ4世の強盗団撲滅政策」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法制史研究	6. 最初と最後の頁 401-403
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高 友希子	4. 巻 1132
2. 論文標題 学界回顧「西洋法制史」（英米）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 240-241
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高 友希子	4. 巻 1145
2. 論文標題 学界回顧「西洋法制史」(英米)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 241-242
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高 友希子	4. 巻 1158
2. 論文標題 学界回顧「西洋法制史」(全般)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 235-236
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高 友希子	4. 巻 1158
2. 論文標題 学界回顧「西洋法制史」(英米)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 240-241
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------